

深夜電力

(主契約料金表)

平成29年8月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この深夜電力料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 深夜電力A
- (2) 深夜電力B

3 深夜電力A

(1) 適用範囲

低圧で電気の供給を受け、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

イ 毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下であること。

ロ 1 需要場所において、他の契約種別とあわせて契約する場合は、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）、契約容量または契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ハ 平成28年4月1日の際現にこの契約種別の適用に係る供給設備を設置し、かつ、平成28年4月1日以降も引き続き、当該供給設備を設置している需要場所において、この契約種別により新たに電気を使用されること。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は，電気供給条件（低圧）（平成29年8月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお，供給条件が変更となった場合には，変更後の供給条件によります。）4（単位および端数処理）にかかわらず，0.5キロワットといたします。

(5) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社は，供給設備の状況により，(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行いません。

ニ 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

(6) 料 金

料金は，1月につき次の金額および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，供給条件別表2（燃料費調整）(1)イ

によって算定された平均燃料価格が25,500円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,500円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1 契約につき	1,184 円 59 銭
---------	--------------

(7) その他

- イ この契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- ロ 当社は、供給条件9（需給契約の単位）に準じて、1需要場所において1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、この限りではありません。
- ハ お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合は、供給条件40（解約等）(2)によります。
- ニ 供給条件31（供給停止期間中の料金）に定める事項については、停止期間中の料金を申し受けません。
- ホ 供給条件39（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- ヘ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給条件48（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- ト 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件38（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

4 深夜電力B

(1) 適用範囲

低圧で電気の供給を受け、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

イ 毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、他の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量、契約容量または契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ハ 平成28年4月1日の際現にこの契約種別の適用に係る供給設備を設置し、かつ、平成28年4月1日以降も引き続き、当該供給設備を設置している需要場所において、新たに電気を使用される場合

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給条件別表8（契約容量および契約電力の算定方法）(2)に

準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

(4) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行いません。

ニ 契約使用时间以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

(6) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,500円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,500円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	313円 20銭
---------------	----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	9円 94銭
------------	--------

(7) その他

- イ この料金表の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- ロ 当社は、供給条件9（需給契約の単位）に準じて、1需要場所において1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、この限りではありません。
- ハ お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合は、供給条件40（解約等）(2)によります。
- ニ 供給条件39（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- ホ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- ヘ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給条件48（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- ト 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件38（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実施期日

この料金表は、平成29年8月1日から実施いたします。

2 料金についての特別措置

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、供給条件19（料金の算定）および20（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。